

神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用管理要領

令和 5 年 3 月 28 日改正 建設局長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用管理要綱（以下「要綱」という。）
第 2 条第 3 項に規定する様式第 1 号が提出された場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用許可)

第 2 条 神戸市は、要綱第 3 条に基づきロゴマークの使用を許可する場合は、神戸市優良工事認定
認定ロゴマーク使用許可書（様式第 2 号）と共にロゴマークのデータを申請者へ配付する。

(ロゴマークの使用許可取り消し)

第 3 条 神戸市は、要綱第 4 条に基づきロゴマークの使用許可を取り消した場合は、神戸市優良工
事認定 認定ロゴマーク使用取り消し通知書（様式第 3 号）により使用者に通知する。

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。